

◇耐震化の促進に関する基本方針・重点施策

■建築物の耐震化促進のための肝付町の役割

肝付町は今後町内の建築物の耐震化を促進し、鹿児島県の目標耐震化率は、令和 12 年度末迄で耐震化の不十分な住宅及び特定建築物ともに「おおむね解消」を目指しています。肝付町も県の方針を踏まえ、同様の目標を設定します。具体的には以下の項目に基づきます。



耐震診断及び耐震改修の相談体制の構築

専門業者の紹介

総合的な安全対策の推進

耐震改修の指導等

■皆さんの地震に対する意識が大切です

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが一番重要なことです。

肝付町は肝付町地域防災計画に沿って、振興会との連携を図り、耐震診断及び改修の啓発および活動の支援を行っています。いつでもどこでも起こりうる地震に対して積極的に備えることが、大切な人命や財産を守ることになり、「まち」全体の安全にもつながります。

皆さんもまず、お気軽にご相談をお願いします。



昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法が改正されて構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は、大地震等に対する耐震性能が不足している可能性があります。



令和 6 年改訂

肝付町建築物耐震改修促進計画

住宅の耐震に関する相談窓口

肝付町	建設課 建築係	TEL:0994-65-2511（代表） 0994-65-8424（直通）
鹿児島県	土木部 建築課	TEL:099-286-3707
	大隅地域振興局建設部 土木建築課 建築係	TEL:0994-52-2188
建築関係団体	（社）鹿児島県建築協会	TEL:099-224-5220
	（社）鹿児島県建築士事務所協会	TEL:099-251-9887

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 建築係
TEL：0994-65-2511（代表）0994-65-8424（直通）

◇肝付町耐震改修促進計画改定の目的

肝付町耐震改修促進計画（以下「本計画」といいます。）は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「耐震改修促進法」という）第5条第7項に基づき平成24年に策定しました。

その後に行われた耐震改修促進法の改正、鹿児島県建築物耐震改修促進計画の改定等、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定しました。

◇計画の位置づけ

町内建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づけます。

◇計画の期間

本計画の計画期間は、国、県の計画に準じ、令和12年度までとします。ただし、次期計画が策定されるまでの期間は本計画を運用することとし、県計画の更新等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇計画の対象と進め方

対象は、肝付町全域とします。対象建築物は、建築基準法の新耐震基準が施行された、1981年（昭和56年）6月1日より前に着工された建築物とし、国、鹿児島県と連携し、地震による建築物倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標を定め、既存建築物の耐震診断や改修を計画的に促進します。



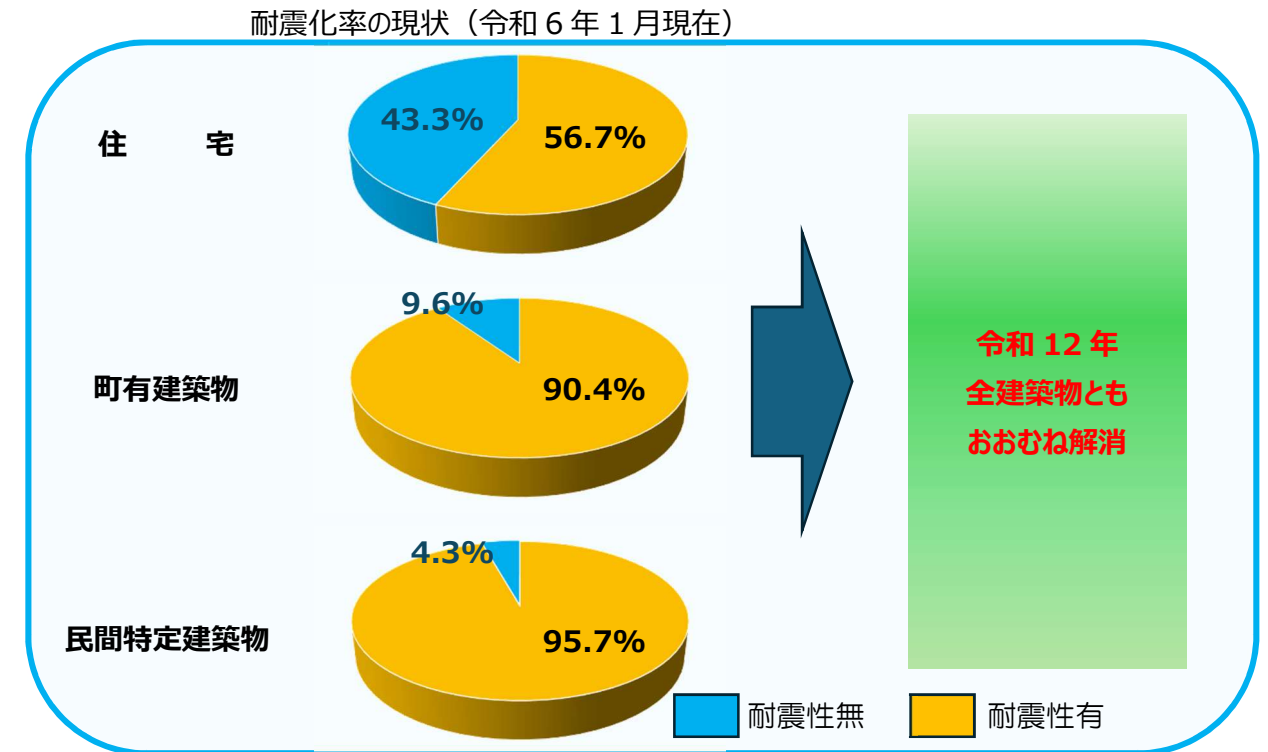
◇建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

■想定される地震

鹿児島県は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島内に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を始めとする活断層も存在しており、活断層が引き起こす直下地震に対する備えも必要です。

■耐震化の現状と目標

肝付町内の建築物の耐震化の現状と目標は以下のとおりです。（令和6年1月現在）



■住宅の耐震化率目標設定の考え方

目標設定は、住宅の自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果を上積みして耐震化の目標を設定しています。

